

広島県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市高西町川尻字柚木山二三二の一、二三四の三、二三五、字ヤシハ谷二四四の二、

二四五の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地